

## アジア・アフリカ学術基盤形成事業 平成 22 年度 実施計画書

### 1. 拠点機関

日本側拠点機関：	名古屋大学大学院法学研究科
(ベトナム) 拠点機関：	ハノイ法科大学
(中国) 拠点機関：	中国政法大学
(モンゴル) 拠点機関：	モンゴル国立大学法学部
(ウズベキスタン) 拠点機関：	タシケント国立法科大学
(カンボジア) 拠点機関：	王立法経大学
(インドネシア) 拠点機関：	ガジャマダ大学法学部

### 2. 研究交流課題名

(和文)： 法整備支援のためのインタラクティブな比較法研究拠点の強化  
(交流分野： 法学 )

(英文)： Strengthening Research Network of Interactive Comparative Law for Legal Assistance  
(交流分野： Study of Law )

研究交流課題に係るホームページ： http://cale.law.nagoya-u.ac.jp

### 3. 採用年度

平成 21 年度 ( 2 年度目)

### 4. 実施体制

#### 日本側実施組織

拠点機関：名古屋大学大学院法学研究科

実施組織代表者 (所属部局・職・氏名)：大学院法学研究科・法学研究科長・鮎京正訓

コーディネーター (所属部局・職・氏名)：大学院法学研究科・教授・市橋克哉

協力機関：

事務組織：研究協力部研究支援課、文系事務部経理課

#### 相手国側実施組織 (拠点機関名・協力機関名は、和英併記願います。)

(1) 国 (地域) 名：ベトナム

拠点機関：(英文) Hanoi Law University

(和文) ハノイ法科大学

コーディネーター (所属部局・職・氏名) : (英文) Rector, Le Minh Tam

協力機関 : (英文) Ho Chi Minh City Law University

(和文) ホーチミン市法科大学

協力機関 : (英文) Institute of State and Law

(和文) 国家と法研究所

(2) 国 (地域) 名 : 中国

拠点機関 : (英文) China University of Political Science and Law

(和文) 中国政法大学

コーディネーター (所属部局・職・氏名) : (英文) School of Law,

Professor, Ma Huai De

協力機関 : (英文) National School of Administration

(和文) 国家行政学院

協力機関 : (英文) Peking University Law School

(和文) 北京大学国際関係学院

(3) 国 (地域) 名 : モンゴル

拠点機関 : (英文) National University of Mongolia, Faculty of Law

(和文) モンゴル国立大学法学部

コーディネーター (所属部局・職・氏名) : (英文) Faculty of Law, Dean

Sodovsuren Narangerel

協力機関 : (英文) National Legal Center of Mongolia

(和文) モンゴル国立法律センター

(4) 国 (地域) 名 : ウズベキスタン

拠点機関 : (英文) Tashkent State Institute of Law

(和文) タシケント国立法科大学

コーディネーター (所属部局・職・氏名) : (英文) Rector

Mirzoyusuf Rustambaev

協力機関 : (英文) University of World Economy and Diplomacy

(和文) 世界経済外交大学

(5) 国 (地域) 名 : カンボジア

拠点機関 : (英文) Royal University of Law and Economics

(和文) 王立法経大学

コーディネーター（所属部局・職・氏名）：（英文） Rector, Youk Ngoy

協力機関：（英文）

（和文）

（6）国（地域）名：インドネシア

拠点機関：（英文） Gadjah Mada University, Faculty of Law

（和文） ガジャマダ大学法学部

コーディネーター（所属部局・職・氏名）：（英文） Faculty of Law, Lecturer, Denny Indrayana

協力機関：（英文） Andalas University

（和文） アンダラス大学

協力機関：（英文） University of Indonesia

（和文） インドネシア大学

## 5. 全期間を通じた研究交流目標

### 1. 法整備支援のための総合的な比較法研究ネットワークをさらに発展させる

・これまで、名古屋大学日本法教育研究センターおよび学術交流協定を通じ法整備支援および法学研究に関するネットワークを構築してきた。本事業を通じ、国際開発協力、地域研究などの専門家が協力できるインタラクティブな比較法研究の場をさらに発展させる。また、このネットワークを通じて社会に根付くことのできる法整備支援のための研究交流をめざす。

### 2. 最新の法情報を継続的に共有する研究環境をさらに発展させる

・拠点機関と関連する機関（司法省、裁判所など）を活用し、最新の法情報を継続的に共有・活用するためのネットワークの発展をめざす。  
・最新の情報を相互に提供する体制をいっそう強化し（多言語対応の web などを利用する）、また法令情報や判例情報などを共有する研究体制を整備する（情報の国際的な共有のためのデータ構造の標準化＝国際ルールの導入を図る）。

### 3. 関係国の法を研究する専門家の養成を図る

・拠点機関に付設する日本法教育研究センターを活用して、日本語で日本法を研究できる若手外国人研究者を養成する。  
・拠点機関の所在する国を中心とした外国法を現地語で研究できる日本人研究者を養成する。

### 4. 次世代の研究者を養成するプログラムの導入（国際性のある研究者、実務家の養成）

・本事業により開催するシンポジウム・セミナー・研究会・ワークショップは、若手研究者が事務局を務め、アカデミックなプロジェクトの運営ノウハウを学ぶ機会とする。

・本事業で開催するシンポジウム・セミナー・研究会・ワークショップには、可能な限り実務家にも参加を呼びかけ、実務家と研究者の協力による国際交流を実現する場とする。

## 6. 前年度までの研究交流活動による目標達成状況

### 6-1 共同研究

#### (1) ベトナム

「体制移行と法整備及び法学教育支援に関する理論的分析の準備」

近年、ベトナムはWTOに加盟し、計画経済から市場経済への移行を一層に進めている。本研究では、これに伴う法整備とその支援の現状について評価するための共同研究に取り組む。21年度は、行政法分野の改革支援を中心としたWTO加盟に伴う国内法整備事業とその支援の現状と諸課題を中心とした共同研究を行った。その結果、WTO加盟に伴う国内法整備のために、欧米の支援機関による行政法分野の改革支援が近年活発になりつつあることや、ベトナムの行政法改革支援において企業の経済活動に対する政府の規制の是非が論点となることを明らかにした。

#### (2) 中国

##### ①「中国における行政法改革」

日本側研究拠点では、アジア・アフリカ学術基盤形成事業「アジア法整備支援のための実務・研究融合型比較法研究拠点」(17～19年度)において、拠点機関、協力機関である中国国家行政学院ならびに中国政法大学が中心となっており、とりまとめた行政訴訟法改正草案と国家賠償法改正草案のたたき台(学者建議草案)の逐条検討、そして東アジア行政法学会において行政組織改革や土地収用制度改革の検討を行い、これをつうじて、日中の行政法改革に関する理論および実務の比較検討を行ってきた。21年度は、中国において、WTO加盟に伴う国内法整備の一環として、中国における「法の支配」と国際水準の行政法制度の確立および立憲主義の発展の課題の実現を支援することを目的とした共同研究を実施した。その一環として、地方における行政法改革では先進的な湖南省での調査、およびアメリカ行政法学者による支援を実施しているアジア財団北京事務所での調査を行い、湖南省行政手続規定の起草を支援しているアメリカ行政法学者たちの活動内容を明らかにした。

##### ②「WTO加盟に伴う国内法整備と国際紛争解決手続」

本研究では、WTO加盟が中国国内法整備に与えた影響や中日を当事者とする紛争とその処理の分析、および日本のWTO法制に関する理論および実務と中国のそれとの比較研究を行い、これらの成果から中国も加わった新たな国際紛争解決システムの構築に向けた提言を行うことを目指す。21年度は、中国側の経済法改革の現状と課題に関する研究成果について報告を受けて、それに対してのコメントを行うとともに意見交換を行った。なお、

21年度は日程的な問題から出張を行わず、eメールおよびテレビ会議による研究交流を行った。

### (3) モンゴル

「モンゴルにおける立憲主義の比較法的研究」

本研究では、憲法裁判所、行政裁判所、人権委員会の活動を分析し、その役割を他の体制移行国の事例と比較研究することにより、モンゴルの立憲主義の特徴と課題について明らかにすることを旨とする。この研究により、モンゴルの若手研究者、司法機関の職員、法曹実務家、国際機関の現地職員と日本人若手研究者・法曹実務家の若手研究者ネットワークが構築されることが期待される。21年度はモンゴルの立憲主義の特質を明らかにするために、現在のモンゴルで頻発している土地紛争をめぐる訴訟を事例に選び、土地管理局、農牧業省、国立大学法学部、農牧業大学、ハンスザイデル財団、JICA、GTZでの調査を行った。この調査により、憲法裁判所・行政裁判所など司法機関による土地紛争に関する判例を収集するとともに、土地管理局・農牧業省といった政府機関の現状認識と方針、国立大学法学部・農牧業大学の研究者たちの見解、ハンスザイデル財団・JICA・GTZといった外国の支援機関による土地法改革に関する支援内容を明らかにするとともに、それらを通して現在のモンゴルにおいて立憲主義が発展するための条件として、行政訴訟の可能性を検討した。

### (4) ウズベキスタン

「立憲主義と法の支配」

本研究では、タシケント法科大学との多面的な研究・教育交流を行っており、この実績を踏まえた共同研究として、独立後まだ10数年という若い国ウズベキスタンにおける国づくりの基本である立憲主義と法の支配の確立を支援する共同研究を行っている。21年度は、このところその制定が課題となっている行政手続法、行政処罰法等の行政法改革支援のための共同研究を実施するために、司法省、法科大学、経済外交大学での調査を行い、行政手続法および行政処罰法の起草作業の進捗状況を確認した。

### (5) カンボジア

「カンボジアにおける紛争解決のための法整備に関する比較研究」

カンボジアでは、近年採択された民法、民事訴訟法と刑事訴訟法のほか、労働法、商法等の分野にも紛争解決のための特別法や特別制度が設けられている。本研究では、それぞれの法・制度を設計し、運営している関係者または研究している専門家と共同研究を行うことにより、それらの制度の特徴を明らかにし、その全体の紛争解決の法整備に対して「法の支配」や「人間の安全保障」の観点から分析し、検討するための専門家ネットワークの構築を目指す。21年度は、カンボジア側の研究者とカンボジア比較法学会を共催し、カン

ボジアの法改革の現状と課題について検討を行い、クメール・ルージュ特別法廷と国内法の抵触について明らかにした。

## (6) インドネシア

「インドネシア法制度改革の現状に関する問題設定」

本研究では、スハルト退陣後 10 年を経たインドネシアにおける法制改革の現状について、日本側研究者とインドネシア側研究者が共同で研究・議論を行い、本事業に基づくインドネシアに関する研究課題を明らかにすることを目指し、「法の支配」をめぐる法整備・制度整備について、その現状及び問題点の検討に焦点を当てる。21 年度は、インドネシア政党法に関する調査を行い、政党法の改正内容とそれに対する法学者・政治学者の見解を明らかにした。

### 6-2 セミナー

「日本学術振興会 アジア・アフリカ学術基盤形成事業・若手セミナー：グローバル空間におけるガバナンスに関する協働とその国内法改革へのインパクト～ドナーおよびレシピエントからの視点～」(S-1)

本セミナーでは、ウズベキスタン、モンゴル、中国、ベトナム、カンボジア、インドネシアという体制移行国、および内戦・経済危機からの復興過程にある国の若手研究者らが、レシピエントの立場からガバナンス支援について報告し、その問題点や今後の課題について討論を行った。このセミナーの中で、萌芽的な新しい「法現象」について、ドナーとレシピエントとの対話を通して、創造的で挑戦的な問題提起や意見交換を行うとともに、今後の共同研究の方向性や研究ネットワークの構築についても意見交換を行うことができた。

### 6-3 研究者交流（共同研究、セミナー以外の交流）

21 年度の研究者交流活動には、博士後期課程の大学院生、研究員、特任講師などの若手研究者を中心に参加させた。将来的には、彼らを今後の共同研究の中核として養成していく計画である。

- ①ベトナム・教授 1 名派遣（法学教育機関との研究協力・交流に関する協議）
- ②中国・特任講師 1 名派遣（行政法改革の調査）
- ③モンゴル・研究員 1 名派遣（地方における土地紛争の実態調査）
- ④ウズベキスタン・大学院生 1 名派遣（法学教育機関との研究協力・交流に関する協議）
- ⑤カンボジア・大学院生 1 名派遣（法学教育機関との研究協力・交流に関する協議）
- ⑥インドネシア・大学院生 1 名派遣（政党法に関する調査）

## 7. 平成22年度研究交流目標

### ①共同研究・研究者交流

各拠点に設置した共同研究チームによる研究活動を推し進め、研究会・調査に若手研究者を積極的に参加させることにより、アカデミックな活動の運営ノウハウを実地で学ぶ機会を与える。また、必要に応じて研究拠点への研究者派遣及び招聘を行い、研究協力体制をより強固なものとする。

### ②学術会合（研究拠点代表者によるセミナー）

日本で「グローバル化と比較行政法」(S-1)に関するセミナーの開催を予定している。このセミナーは、体制移行諸国に対する行政法分野における法整備支援のこれまでの学術的成果と研究拠点の持つ課題について討議する。可能であれば名古屋大学法学研究科および法政国際教育協力研究センターが協力関係にある、国内外の法整備支援実施機関・研究機関の代表者の参加も求めることにより、さらなる研究協力体制の構築を目指す。また、本セミナーには、国内の若手研究者や留学生に積極的な参加を呼びかけ、若手研究者・大学院生のネットワーク拡大を目指す。

## 8. 平成22年度研究交流計画概要

### 8-1 共同研究

本事業は、ウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カンボジアにおける名古屋大学日本法教育研究センター、および学術交流協定を通じて名古屋大学が構築してきた法整備支援および法学研究に関するネットワークを、本事業による研究交流を通じて、国際開発協力・地域研究などの専門家が協力できるインタラクティブな比較法研究の場として発展させること、そして研究交流によって次世代の若手研究者を育成することを目指している。本事業が対象とする6カ国は、それぞれ直面する状況は異なるものの、社会主義体制から市場経済体制への体制移行、あるいは独裁体制から民主化体制への体制移行という共通の社会状況にあり、体制移行のための法整備支援の現状と課題という共通の視点から見ることにより、それぞれの国に共通する課題と固有の問題点という体制移行国の法と社会に関する全体像を描くことができると考える。この研究交流を行うことにより、社会に根付くことのできる法制度をいかに整備するか、そのためにはどのような支援が有効か、という現在世界にとっての最重要課題への示唆を得ることができると考える。22年度は、21年度の研究を踏まえて各国で研究会・ワークショップを開催することにより、各国の研究者とさらに深い議論を展開することを目指す。

## (1) ベトナム

「体制移行と法整備及び法学教育支援に関する理論的分析の準備」

本研究では、21年度の研究成果であるWTO加盟に伴う国内法整備のための行政法改革支援の理論的研究を踏まえて、22年度はベトナムの経済法改革の現状と問題点について検討し、22年10月にホーチミン市で開催予定の経済法セミナー（ホーチミン市法科大学・ランド大学・名古屋大学の共催）のセッションで報告・討議する予定である。

## (2) 中国

### ①「中国における行政法改革」

本研究では、21年度の湖南省における行政法調査を踏まえて、22年度には、国内法整備の地方における展開をさらに深く検討するために、22年9月にハルビン市で比較行政法に関するワークショップを開催し、中国における行政法改革の動向について中国の行政法学者たちと討論を行う。

### ②「WTO加盟に伴う国内法整備と国際紛争解決手続」

本研究では、21年度の中国の経済法改革に関する研究を踏まえて、22年度には、ベトナムの法改革との比較において、中国の国内法整備と国際紛争解決手続について検討する。

## (3) モンゴル

「モンゴルにおける立憲主義の比較法的研究」

本研究では、21年度の土地紛争をめぐる訴訟に関する研究を踏まえて、22年度には、22年9月に立憲主義に関する比較法研究の研究会をモンゴル国立法律センターで開催し、これまでの比較行政法に関する研究を報告するとともに、モンゴルの憲法・行政法学者たちとモンゴルの行政訴訟の現状と可能性について検討を行う。

## (4) ウズベキスタン

「立憲主義と法の支配」

本研究では、21年度のウズベキスタン行政手続法および行政処罰法の起草状況に関する研究を踏まえて、22年度は、立憲主義と法の支配に関する比較法研究のセミナーをタシケント国立法科大学で開催し、これまでの研究を報告するとともに、ウズベキスタンの憲法・行政法学者たちと討論を行う。

## (5) カンボジア

「カンボジアにおける紛争解決のための法整備に関する比較研究」

本研究では、21年度のクメール・ルージュ特別法廷と国内法の抵触に関する研究を踏まえて、22年度は、カンボジア比較法学会において紛争処理手続に関する法整備支援を検討

するセッションを開催し、これまでの研究成果を報告するとともに、カンボジアの法学者・実務家たちと討論を行う。

#### (6) インドネシア

「インドネシア法制度改革の現状に関する問題設定」

本研究では、21年度のインドネシア政党法の研究を踏まえて、22年度は、スハルト退陣後の政党と行政組織の関係について地方調査を行い、政党法改正などの法改革によりインドネシアの地方政治にどのような変化が生じているかを検討する。

### 8-2 セミナー

「日本学術振興会 アジア・アフリカ学術基盤形成事業：グローバル化と比較行政法セミナー」

本セミナーでは、ウズベキスタン、モンゴル、中国、ベトナム、カンボジア、インドネシアという体制移行国、および内戦・経済危機からの復興過程にある国の法学研究者らが、レシピエントの立場から行政法改革支援について報告し、その問題点や今後の課題について討論を行う。このセミナーの中で、新しい「法現象」について、ドナーとレシピエントとの対話を通して、創造的で挑戦的な問題提起や意見交換を行うことを目指す。本セミナーによって、近年、国際的に展開されているガバナンス支援の国際的動向を紹介し、その現状と課題について明らかにするとともに、当該諸国と日本の若手研究者の学術交流が促進されることが期待される。

### 8-3 研究者交流（共同研究、セミナー以外の交流）

今年度の研究者交流活動には、博士後期課程の大学院生、研究員、特任講師などの若手研究者を中心に参加させる。将来的には、彼らを今後の共同研究の中核として養成していく計画である。

- ①ベトナム・准教授1名派遣（ベトナムにおける経済法改革の調査）
- ②中国・非常勤講師1名派遣（中国行政法に関する調査）
- ③モンゴル・准教授1名招聘（モンゴル・日本の商法の比較研究）
- ④ウズベキスタン・大学院生1名派遣（ウズベキスタン行政法改革の調査）
- ⑤インドネシア・大学院生1名派遣（インドネシア政治改革の調査）

## 9. 平成22年度研究交流計画総人数・人日数

### 9-1 相手国との交流計画

派遣先 派遣元	日本 〈人/人日〉	ベトナム 〈人/人日〉	中国 〈人/人日〉	モンゴル 〈人/人日〉	ウズベキスタ ン〈人/人日〉	カンボジア 〈人/人日〉	インドネシア 〈人/人日〉	合計
日本 〈人/人日〉		3/18	3/18	2/12	3/18	2/12	2/12	15/90
ベトナム 〈人/人日〉	1/6		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	1/6
中国 〈人/人日〉	1/6 (2/10)	0/0		0/0	0/0	0/0	0/0	1/6 (2/10)
モンゴル 〈人/人日〉	2/12	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0	2/12
ウズベキスタン 〈人/人日〉	1/6	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0	1/6
カンボジア 〈人/人日〉	1/6	0/0	0/0	0/0	0/0		0/0	1/6
インドネシア 〈人/人日〉	1/6	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0		1/6
合計 〈人/人日〉	7/42 (2/10)	3/18	3/18	2/12	3/18	2/12	2/12	22/132 (2/10)

※各国別に、研究者交流・共同研究・セミナーにて交流する人数・人日数を記載してください。(なお、記入の仕方の詳細については「記入上の注意」を参考にしてください。)

※日本側予算によらない交流についても、カッコ書きで記入してください。(合計欄は( )をのぞいた人・日数としてください。)

### 9-2 国内での交流計画

5/10	〈人/人日〉
------	--------

## 10. 平成22年度研究交流計画状況

### 10-1 共同研究

整理番号	R-1	研究開始年度	平成21年度	研究終了年度	平成23年度																				
研究課題名	(和文) 体制移行と法整備及び法学教育支援に関する理論的分析の準備 (英文) Preparation consultations on a theoretical and analytical framework for research on legal reforms in transitional countries and international assistance in legal education																								
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 市橋克哉・名古屋大学大学院法学研究科・教授 (英文) Katsuya Ichihashi, Professor, Graduate School of Law, Nagoya University																								
相手国側代表者 氏名・所属・職	Le Minh Tam, Rector, ハノイ法科大学																								
交流人数 (※日本側予算によらない交流(相手国予算による)についても、カッコ書きで記入のこと。)	① 相手国との交流 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">派遣先</th> <th style="width:20%;">日本</th> <th style="width:20%;">ベトナム</th> <th style="width:20%;">計</th> </tr> <tr> <th>派遣元</th> <th>&lt;人/人日&gt;</th> <th>&lt;人/人日&gt;</th> <th>&lt;人/人日&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本 &lt;人/人日&gt;</td> <td></td> <td>2/12</td> <td>2/12</td> </tr> <tr> <td>ベトナム &lt;人/人日&gt;</td> <td>0/0</td> <td></td> <td>0/0</td> </tr> <tr> <td>合計 &lt;人/人日&gt;</td> <td>0/0</td> <td>2/12</td> <td>2/12</td> </tr> </tbody> </table>					派遣先	日本	ベトナム	計	派遣元	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	日本 <人/人日>		2/12	2/12	ベトナム <人/人日>	0/0		0/0	合計 <人/人日>	0/0	2/12	2/12
派遣先	日本	ベトナム	計																						
派遣元	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>																						
日本 <人/人日>		2/12	2/12																						
ベトナム <人/人日>	0/0		0/0																						
合計 <人/人日>	0/0	2/12	2/12																						
	② 国内での交流 0人/0人日																								
22年度の研究 交流活動計画	22年度は、ベトナムの経済法改革の現状と問題点について検討するとともに、経済法セミナー“Sustainable Technology Transfer”（22年10月19日～21日、ホーチミン市、ハノイ法科大学・ホーチミン市法科大学・ルンド大学・名古屋大学の共催）にてワークショップを開催し、報告・討議する予定である。なお、本セミナーは、研究者・実務家・学生に広く公開される予定なので、本事業の研究成果を社会に還元する良い機会となることが期待される。																								
期待される研究 活動成果	22年度は、①ベトナムの経済法分野における法整備支援の進展を引き続き調査すること、②経済法分野における法整備支援の課題に関して欧米支援機関およびベトナムの研究者・実務家とワークショップで討議することにより、本研究の最終目標であるベトナムにおけるWTO加盟に伴う国内法整備とそれに対する支援の評価に関する共同研究を進めるとともに、当該分野における若手研究者交流が促進されることが期待される。																								
日本側参加者数	13名 (13-1 日本側参加者リストを参照)																								
(ベトナム) 国(地域)側参加者数	12名 (13-2 (ベトナム) 国側参加研究者リストを参照)																								

整理番号	R-2	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度
研究課題名	(和文) 中国における行政法改革				
	(英文) Administrative law reform in China				
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 市橋克哉・名古屋大学大学院法学研究科・教授				
	(英文) Katsuya Ichihashi, Professor, Graduate School of Law, Nagoya University				
相手国側代表者 氏名・所属・職	Ma Huai De, Professor, 中国政法大学・教授				
交流人数 (※日本側予算によらない交流(相手国予算による)についても、カッコ書きで記入のこと。)	① 相手国との交流				
	派遣先	日本	中国		計
	派遣元	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>
	日本 <人/人日>		2/12	0/0	2/12
	中国 <人/人日>	0/0			0/0
	<人/人日>	0/0	0/0		0/0
	合計 <人/人日>	0/0	2/12	0/0	2/12
② 国内での交流 0人/0人日					
22年度の 研究交流活動	22年度には、中国の国内法整備の地方における展開をさらに深く検討するために、22年9月にハルビン市で比較行政法に関するワークショップを開催し、これまでの研究成果を報告するとともに、中国の行政法学者たちと討論を行う計画である。また、このワークショップに際して、黒龍江省における行政法調査を実施し、21年度の湖南省調査との比較を行うことを予定している。				
期待される 研究活動成果	22年度は、①中国の行政法分野における法整備支援、とりわけ地方における展開を明らかにすること、②中国の行政法改革にアメリカ行政法学がどのような影響を与えているかを明らかにすることにより、本研究の最終目標である中国における国際水準の行政法制の確立および立憲主義の発展の実現に向けた共同研究を進めるとともに、当該分野における若手研究者の交流が促進されることが期待される。				
日本側参加者数					
7名		(13-1 日本側参加者リストを参照)			
(中国)国(地域)側参加者数					
9名		(13-2 (中国)国側参加研究者リストを参照)			

整理番号	R-3	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度
研究課題名	(和文) WTO加盟に伴う国内法整備と国際紛争解決手続 (英文) Reform of domestic laws after accession to the WTO and the role of international dispute settlement				
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 佐分晴夫・名古屋大学副総長 (英文) Haruo Saburi, Vice-President, Nagoya University				
相手国側代表者 氏名・所属・職	辛崇陽・中国政法大学国際法学院・助教授				
交流人数 (※日本側予算によらない交流(相手国予算による)についても、カッコ書きで記入のこと。)	① 相手国との交流				
	派遣先 派遣元	日本 <人/人日>	中国 <人/人日>	<人/人日>	計 <人/人日>
	日本 <人/人日>		0/0	0/0	0/0
	中国 <人/人日>	0/0 (2/10)		0/0	0/0 (2/10)
	<人/人日>	0/0	0/0		0/0
	合計 <人/人日>	0/0 (2/10)	0/0	0/0	0/0 (2/10)
	② 国内での交流 0人/0人日				
22年度の研究 交流活動	22年度には、21年度の中国の経済法改革の現状と課題に関する研究成果を踏まえて、ベトナムの法改革との比較において、中国の国内法整備と国際紛争解決手続について検討する予定である。なお、双方の研究参加者の都合により、22年度には出張を行わないが、相手国の予算による日本訪問が予定されており、その際にワークショップを開催する予定である。また、eメールやテレビ会議を使って研究交流を実施する予定である。				
期待される研究 活動成果	22年度は、①中国の紛争解決手続における法整備支援の課題を明らかにすること、②中国とベトナムの法改革の比較を行い、ベトナムの経済法改革の特徴を明らかにすることにより、本研究の最終目標である中国も加わった新たな国際紛争解決システムの構築に向け提言に向けた共同研究を進めるとともに、当該分野における若手研究者の交流が促進されることが期待される。				
日本側参加者数	12名 (13-1 日本側参加者リストを参照)				
(中国)国(地域)側参加者数	5名 (13-2 (中国)国側参加研究者リストを参照)				

整理番号	R-4	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度
研究課題名	(和文) モンゴルにおける立憲主義の比較法的研究				
	(英文) Comparative study of Constitutionalism in Mongolia				
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 杉浦一孝・名古屋大学大学院法学研究科・教授				
	(英文) Kazutaka Sugiura, Nagoya University, Graduate School of Law, Professor				
相手国側代表者 氏名・所属・職	Sodovsuren Narangerel, National University of Mongolia, Faculty of Law, Dean, モンゴル国立大学法学部・法学部長				
交流人数 (※日本側予算によらない交流(相手国予算による)についても、カッコ書きで記入のこと。)	① 相手国との交流				
	派遣先 派遣元	日本 〈人/人日〉	モンゴル 〈人/人日〉	計 〈人/人日〉	
	日本 〈人/人日〉		2/12	0/0	2/12
	モンゴル 〈人/人日〉	0/0		0/0	0/0
	〈人/人日〉	0/0	0/0		0/0
	合計 〈人/人日〉	0/0	2/12	0/0	2/12
	② 国内での交流 0人/0人日				
22年度の研究 交流活動	22年度は、21年度の土地紛争をめぐる訴訟の研究成果を踏まえて、22年9月に立憲主義に関する比較法研究の研究会(モンゴル国立大学法学部・モンゴル科学アカデミー哲学・社会学・法学研究所・モンゴル国立法律センター・名古屋大学の共催)をモンゴル国立法律センターで開催し、これまでの研究成果を報告するとともに、モンゴルの憲法・行政法学者たちとモンゴルの行政訴訟の現状と可能性について検討を行う。本研究会は、研究者・実務家・学生・市民に広く公開されるので、本事業による研究成果を社会に還元する良い機会となることが期待される。				
期待される研究 活動成果	22年度は、①モンゴルの行政訴訟の現状と可能性を明らかにすること、②モンゴルの憲法・行政法学者たちと討論を行うことにより、本研究の最終目標であるモンゴルの立憲主義の特徴と課題を明らかにするための共同研究を進めるとともに、当該分野における若手研究者の交流が促進されることが期待される。				
日本側参加者数					
14名		(13-1 日本側参加者リストを参照)			
(モンゴル) 国(地域)側参加者数					
6名		(13-2 (モンゴル) 国側参加研究者リストを参照)			

整理番号	R-5	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度
研究課題名	(和文) 立憲主義と法の支配				
	(英文) Constitutionalism and Rule of Law				
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 市橋克哉・名古屋大学大学院法学研究科・教授				
	(英文) Katsuya Ichihashi, Professor, Graduate School of Law, Nagoya University				
相手国側代表者 氏名・所属・職	Mirzoyusup Rustambaev, Rector, タシケント国立法科大学・学長				
交流人数 (※日本側予算によらない交流(相手国予算による)についても、カッコ書きで記入のこと。)	① 相手国との交流				
	派遣先 派遣元	日本 <人/人日>	ウズベキスタン <人/人日>	<人/人日>	計 <人/人日>
	日本 <人/人日>		2/12	0/0	2/12
	ウズベキスタン <人/人日>	0/0		0/0	0/0
	<人/人日>	0/0			0/0
	合計 <人/人日>	0/0	2/12	0/0	2/12
	② 国内での交流 0人/0人日				
22年度の研究 交流活動	22年度は、21年度のウズベキスタン行政手続法および行政処罰法の起草状況に関する研究成果を踏まえて、立憲主義と法の支配に関する比較法研究のセミナー(タシケント国立法科大学・ウズベキスタン司法省・名古屋大学の共催)をタシケント国立法科大学で開催し、これまでの研究成果を報告するとともに、ウズベキスタンの憲法・行政法学者たちと討論を行う。本研究会の内容は、報告書として刊行予定であり(ロシア語)、ウズベキスタンの主要図書館に寄贈されるので、本事業による研究成果を社会に還元する良い機会となることが期待される。				
期待される研究 活動成果	22年度は、①ウズベキスタンの立憲主義と法の支配に関するセミナーを開催すること、②ウズベキスタンの憲法・行政法学者たちと討論を行うことにより、本研究の最終目標であるウズベキスタンの立憲主義・法の支配の確立を支援する共同研究を進めるとともに、当該分野における若手研究者の交流が促進されることが期待される。				
日本側参加者数	11名 (13-1 日本側参加者リストを参照)				
(ウズベキスタン)国(地域)側参加者数	8名 (13-2 (ウズベキスタン)国側参加研究者リストを参照)				

整理番号	R-6	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度
研究課題名	(和文) カンボジアにおける紛争解決のための法整備に関する比較研究 (英文) Comparative studies of rule-making for dispute settlement in Cambodia				
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) コンティリ・名古屋大学法政国際教育協力研究センター・准教授 (英文) Kuong Teilee, Center for Asian Legal Exchange, Nagoya University, Associate Professor				
相手国側代表者 氏名・所属・職	Youk Ngoy, Rector, カンボジア王立法経大学				
交流人数 (※日本側予算によらない交流(相手国予算による)についても、カッコ書きで記入のこと。)	① 相手国との交流				
	派遣先 派遣元	日本 〈人/人日〉	カンボジア 〈人/人日〉	計 〈人/人日〉	
	日本 〈人/人日〉		2/12	0/0	2/12
	カンボジア 〈人/人日〉	0/0		0/0	0/0
	〈人/人日〉	0/0			0/0
	合計 〈人/人日〉	0/0	2/12	0/0	2/12
	② 国内での交流 0 人/0 人日				
22年度の研究 交流活動	22年度は、21年度のクメール・ルージュ特別法廷と国内法の抵触によって生じる問題の研究成果を踏まえて、カンボジア比較法学会において紛争処理手続に関する法整備支援を検討するセッションを開催し、これまでの研究成果を報告するとともに、カンボジアの法学者・実務家たちと討論を行う。本研究会は、研究者・実務家・学生・市民に広く公開されるので、本事業による研究成果を社会に還元する良い機会となることが期待される。				
期待される研究 活動成果	22年度は、①カンボジアの紛争処理手続に関するセッションを開催すること、②カンボジアの法学者・実務家たちとの討論を行うことにより、本研究の最終目標であるカンボジアの紛争解決のための法整備を検討する専門家ネットワークの構築を進めるとともに、当該分野における若手研究者の交流が促進されることが期待される。				
日本側参加者数					
	5 名	(13-1 日本側参加者リストを参照)			
(カンボジア) 国(地域)側参加者数					
	9 名	(13-2 (カンボジア) 国側参加研究者リストを参照)			

整理番号	R-7	研究開始年度	平成 21 年度	研究終了年度	平成 23 年度
研究課題名	(和文) インドネシア法制度改革の現状に関する問題設定				
	(英文) Agenda Setting for research on the Indonesian legal reform —Current situation of legal system in Indonesia: 10 years after the Reformation.				
日本側代表者 氏名・所属・職	(和文) 島田弦・名古屋大学大学院・国際開発研究科・准教授				
	(英文) Shimada Yuzuru, Associate Professor, Graduate School of International Development, Nagoya University				
相手国側代表者 氏名・所属・職	Denny Indrayana, Ph.D. Faculty of Law, Gadjah Mada University, ガジヤマダ大学法学部・講師				
交流人数	① 相手国との交流				
(※日本側予算によらない交流(相手国予算による)についても、カッコ書きで記入のこと。)	派遣先	日本	インドネシア		計
	派遣元	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>	<人/人日>
	日本 <人/人日>		1/6	0/0	1/6
	インドネシア <人/人日>	0/0		0/0	0/0
	<人/人日>	0/0			0/0
	合計 <人/人日>	0/0	1/6	0/0	1/6
	② 国内での交流 0人/0人日				
22年度の 研究交流活 動	22年度は、21年度のインドネシア政党法の研究成果を踏まえて、スハルト退陣後の政党と行政組織の関係について地方調査を行い、政党法改正などの法改革によりインドネシアの地方政治にどのような変化が生じているかを検討する。本調査により、インドネシアにおける独裁体制から民主主義体制への体制移行の地方における進展の実態を検証することにつながると期待される。				
期待される 研究活動成 果	22年度は、①インドネシアの政党・行政組織に関する地方調査を行うこと、②インドネシアの法学者・実務家たちとの討論を行うことにより、本研究の最終目標であるインドネシアにおける独裁体制から民主主義体制への体制移行の地方における進展を検証する共同研究を進めるとともに、当該分野における若手研究者の交流が促進されることが期待される。				
日本側参加者数					
	2名	(13-1 日本側参加者リストを参照)			
(インドネシア) 国(地域)側参加者数					
	7名	(13-2 (インドネシア) 国側参加研究者リストを参照)			

## 10-2 セミナー

—実施するセミナーごとに作成してください。—

整理番号	S-1
セミナー名	(和文) 日本学術振興会 アジア・アフリカ学術基盤形成事業:「グローバル化と比較行政法」セミナー
	(英文) JSPS AA Science Platform Program: Seminar on globalization and comparative administrative law
開催時期	平成 22 年 11 月 27 日 ~ 平成 22 年 11 月 28 日 (2 日間)
開催地 (国 (地域) 名、都市名、会場名)	(和文) 日本、津市、三重大学
	(英文) Japan, Tsu, Mie University
日本側開催責任者 氏名・所属・職	(和文) 市橋克哉・名古屋大学大学院法学研究科・教授
	(英文) Katsuya Ichihashi, Graduate School of Law, Nagoya University, Professor
相手国側開催責任者 氏名・所属・職 (※日本以外で開催の場合)	

### 参加者数

派遣先 派遣元	セミナー開催国 ( 日本 )	
	A.	B.
日本 〈人/人日〉	5/10	0/0
	14/28	
ベトナム 〈人/人日〉	1/6	0/0
	0/0	0/0
中国 〈人/人日〉	1/6	0/0
	0/0	0/0
モンゴル 〈人/人日〉	1/6	0/0
	0/0	0/0

ウズベキスタン 〈人／人日〉	A.	1/6
	B.	0/0
	C.	0/0
カンボジア 〈人／人日〉	A.	1/6
	B.	0/0
	C.	0/0
インドネシア 〈人／人日〉	A.	1/6
	B.	0/0
	C.	0/0
合計 〈人／人日〉	A.	11/46
	B.	0/0
	C.	14/28

A. セミナー経費から負担

B. 共同研究・研究者交流から負担

C. 本事業経費から負担しない（参加研究者リストに記載されていない研究者は集計しないでください。）

<p>セミナー開催の目的</p>	<p>本セミナーでは、ウズベキスタン、モンゴル、中国、ベトナム、カンボジア、インドネシアという体制移行国、および内戦・経済危機からの復興過程にある国におけるグッドガバナンス確立のプロセスが、グローバル空間のなかでどのように進化しているかに焦点をあてることを目的とする。</p> <p>今年度のセミナーでは、グローバル空間のなかで欧米のドナーや国際組織と協働して、国内法への受容による法改革に取り組むアジアのレシピエントの代表、とくに、<b>capacity building</b> のプロセスのなかで育った若手法律家を招き、グローバル空間における協働の登場とその法整備支援および法改革へのインパクトについて議論する。本セミナーの開催にあたっては、これらの国の法学研究者らがレシピエントの立場から行政法改革支援について報告し、その問題点や今後の課題について討論を行う。このセミナーの中で、新しい「法現象」について、ドナーとレシピエントとの対話を通して創造的で挑戦的な問題提起や意見交換を行うことを目指す。</p>
------------------	--

期待される成果	<p>昨年度のセミナーにより、本事業は、①法整備支援の対象国であるアジア体制移行国のネットワーク、②法整備支援のドナーである欧米の支援機関のネットワーク、の橋渡しとしての役割を果たすようになった。今年度のセミナーでは、このネットワークをさらに拡大することにより、ドナーとレシピエントのインタラクティブなネットワーク構築による新しい法整備支援のグローバルスペースが形成され、そのグローバルスペースを規律する新しい法実践とその理論のパラダイムを構築することが期待される。そして、この一連のセミナーの成果は、最終目標である「法整備支援のためのインタラクティブな比較法研究拠点の強化」へと結実するであろう。また、このネットワークの中で、最新の法情報が収集され、国際性のある若手研究者・実務家が養成されることも期待される。</p>																				
セミナーの運営組織	<p>名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター 「グローバル化と比較行政法」セミナー実行委員会（実行委員長：市橋克哉・教授）</p>																				
開催経費 分担内容 と概算額	日本側	内容	<table border="0"> <tr> <td>国内旅費</td> <td>金額</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>外国旅費</td> <td>金額</td> <td>1,310,000 円</td> </tr> <tr> <td>謝金</td> <td>金額</td> <td>245,000 円</td> </tr> <tr> <td>通訳費</td> <td>金額</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>消耗品</td> <td>金額</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>外国旅費の消費税</td> <td>金額</td> <td>65,000 円</td> </tr> </table>	国内旅費	金額	200,000 円	外国旅費	金額	1,310,000 円	謝金	金額	245,000 円	通訳費	金額	200,000 円	消耗品	金額	50,000 円	外国旅費の消費税	金額	65,000 円
	国内旅費	金額	200,000 円																		
	外国旅費	金額	1,310,000 円																		
謝金	金額	245,000 円																			
通訳費	金額	200,000 円																			
消耗品	金額	50,000 円																			
外国旅費の消費税	金額	65,000 円																			
( ) 国 (地域) 側	内容	金額																			
( ) 国 (地域) 側	内容	金額																			

### 10-3 研究者交流（共同研究、セミナー以外の交流）

#### ① 相手国との交流

派遣先 派遣元	日本 〈人／人日〉	ベトナム 〈人／人日〉	中国 〈人／人日〉	モンゴル 〈人／人日〉	ウズベキス タン 〈人／人日〉	カンボジア 〈人／人日〉	インドネシア 〈人／人日〉	計 〈人／人日〉
日本 〈人／人日〉		1/6	1/6	0/0	1/6	0/0	1/6	4/24
ベトナム 〈人／人日〉	0/0		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
中国 〈人／人日〉	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0
モンゴル 〈人／人日〉	1/6	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0	1/6
ウズベキスタン 〈人／人日〉	0/0	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0	0/0
カンボジア 〈人／人日〉	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0		0/0	0/0
インドネシア 〈人／人日〉	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0		0/0
合計 〈人／人日〉	1/6	1/6	1/6	0/0	1/6	0/0	1/6	5/30
② 国内での交流 0人／0人日								

所属・職名 派遣者名	派遣・受入先 (国・都市・機関)	派遣時期	用務・目的等
三重大学人文学部・ 非常勤講師・金如根	中国・北京・北京 大学	2010年9月	中国行政法に関する調査
名古屋大学大学院国 際開発研究科・准教 授・川島富士雄	ベトナム・ホーチ ミン市・ホーチミ ン市法科大学	2010年10月	ベトナムにおける経済法改革の調査
名古屋大学大学院法 学研究科・博士後期 課程・林美鳳	ウズベキスタン・ タシケント市・タ シケント法科大学	2010年11月	ウズベキスタン行政法改革の調査
名古屋大学大学院国 際開発研究科・博士 後期課程・櫻井雅俊	インドネシア・ジ ョグジャカルタ・ ガジャマダ大学	2010年9月	インドネシア政治改革の調査
モンゴル国立大学法 学部・准教授・ B. Amarsanaa	日本・名古屋市・ 名古屋大学	2010年12月	モンゴル・日本の商法の比較研究

## 1 1. 平成22年度経費使用見込み額

(単位 円)

	経費内訳	金額	備考
研究交流経費	国内旅費	200,000	国内旅費、外国旅費の合計は、研究交流経費の50%以上であること。
	外国旅費	4,100,000	
	謝金	245,000	
	備品・消耗品購入費	50,000	
	その他経費	200,000	
	外国旅費・謝金に係る消費税	205,000	
	計	5,000,000	研究交流経費配分額以内であること
委託手数料		500,000	研究交流経費の10%を上限とし、必要な額であること。また、消費税額は内額とする。
合計		5,500,000	

## 1 2. 四半期毎の経費使用見込み額及び交流計画

	経費使用見込み額 (円)	交流計画人数<人/人日>
第1四半期	0	0/0
第2四半期	2,100,000	11/66
第3四半期	2,500,000	14/64
第4四半期	400,000	2/12
合計	5,000,000	27/142